30年度　公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30.5.21	H30.6.4	「東京武道館（29）電気設備改修工事（29-00114）」の別紙明細、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、見積比較表・複合単価表	26		1						1			1				（3号）記載されている単価・金額は、各メーカーが独自の技術的ノウハウ等に基づき算出した具体的な工事金額であり、営業戦略の根幹に関わる価格情報であって、メーカー名を公にすることにより、メーカーそれぞれの生産技術や販売戦略が推測可能となるなど、メーカーの競争上又は事業運営上の地位が損なわれ、経済的不利益が生じるおそれがあるため。 （6号）当該メーカー名称は公開を予定されておらず、公にすることにより、都における契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （6号）公にすることにより、今後の同種の工事において、東京都の工事設計の設定単価等の算出方法が明らかとなり、その結果、応札金額の高騰につながり、東京都の財産上の利益を不当に害されるおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第二課
2	H30.4.6	H30.6.5	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた日本武道館の会場準備に係る原義の写し、収受した文書の写し、知事ブリーフィング資料	11	1															オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部競技・渉外課
3	H30.4.6	H30.6.5	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた日本武道館の会場準備に係る原義の写し、収受した文書の写し、知事ブリーフィング資料、工事費概算書、工事費内訳書、基本設計及び実施設計	3,769		1					1	1	1	1	1				（2号）個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人が識別できるため （3号）IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアルに係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため （3号）事業の活動及び経理に関する情報であり、公にすることにより、当該団体の事業運営が損なわれると認められるため （4号）公にすることにより、テロ等による犯罪や偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる情報であるため （5号）検討・協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により、事業運営上の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため （5号）未成熟な情報で公にすることにより関係者等に誤認され、無用な混乱等を引き起こす恐れがあるため （6号）検討過程の情報であることから、公にすることにより、関係団体との信頼関係が損なわれ、今後の事業運営に支障を及ぼす恐れがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部競技・渉外課
4	H30.5.18	H30.6.29	武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（25～27）新築・設備・整備工事に係る種目別内訳書及び工事設計内訳書	727	1															オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課
5	H30.5.18	H30.6.29	・武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（25）メインアリーナ棟新築工事（その２）しゅん功図 ・武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）（25）サブアリーナ・プール棟新築工事（その２）しゅん功図	55		1							1						（4号）セキュリティに関する情報で、公にすることにより、テロ等の犯罪の実行を容易にし、施設利用者の安全を脅かすなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課